



こんにちは、竹野内啓佑です。実は海田町には歴史的に由緒ある「財産」がたくさんあります。旧千葉家、恵比須神社、熊野神社……。これらが点在する西国街道を、江戸時代にお殿様がお供を引き連れて江戸と行き来(参勤交代)していたなんてすてきじゃありませんか？

今も残るかぎ型(ジグザグ)道路は、庶民が大名行列の時にすぐに視界から外れることで頭を下げる時間を短縮するための工夫です。こんな人間味があるところもクスッと笑えるところ。時代を経ても人の本質は変わりませんね。昔の人たちにぐっと親近感を覚えます。

ところが、多くの人は「海田町は観光として見るところがない」という認識なのです。町内に点在するヒストリー。それらの点を線でつなぎ、町のストーリーとして訪問者に伝え、その魅力と価値を感じてもらうためにはどうすればよい？一朝一夕にはいきませんが、千里の道も一歩から。

折しも、今年は旧千葉家住宅の座敷棟が築250年を迎えます。ということで、これを祝うイベントを1年通して実施しますので、皆さん、ぜひ一度お越しください。

江戸時代にタイムスリップしたかのような雰囲気の中、心落ち着く、非日常のひとときを！

※5月25日(土)に旧千葉家住宅で「つつじ茶会」が開催されます。申し込みは5月15日(水)まで。くわしくは3ページを確認してください。



よろしくお願いします

令和6年度 新規採用職員

問 総務課(役場3階) ☎823-9202 FAX.823-9203

4月から新たに
採用された15人です。
より住みやすい
町になるよう
一生懸命がんばります。



税務課 香川 令輝	税務課 篠原 聡太	防災課 中村 明都	長寿保険課 石井 健一	まちデザイン課 木下 賢人
住民課 藤坂 祐喜	社会福祉課 森岡 ほほみ	かいたブランド課 阿部 夏希	こども課 松田 あかり	健康づくり推進課 笹田 信子
デジタル推進課 藤谷 柚初	建設課 中條 龍斗	まちデザイン課 松本 拓海	上下水道課 石元 光輝	まちデザイン課 横山 敦海

令和7年度も職員を募集します。くわしくは21ページを確認してください。

1 5月31日(金)で給付金の受け付けを終了します

問 新たな経済に向けた給付金窓口(役場1階 多目的室1-2) ☎823-7433

物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、次の給付金を支給しています。申請期限は、5月31日(金)までです。まだ提出をしていない人は早めに提出してください。

①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円追加給付・令和5年度住民税均等割非課税世帯)

- 対象世帯
令和5年12月1日時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯
- 給付額
1世帯につき7万円

②低所得者支援及び定額減税補足給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)

- 対象世帯
令和5年12月1日時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税所得割が非課税である世帯(①の対象世帯を除く)
- 給付額
1世帯につき10万円

③低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)

- 対象世帯 ①②のうち、18歳以下の対象児童がいる世帯
- 対象児童
 - ・同一世帯に含まれる18歳以下の児童(平成17年4月2日から令和6年5月31日までに出生した者)
 - ・単身で寮に入っているなど、世帯は異なるが生計を同一にしている児童(平成17年4月2日から令和6年5月31日までに出生した者)
- 給付額 対象児童1人につき5万円



※くわしくは、
海田町ホームページを
確認してください。

2 児童手当等の所得上限限度額を超えて、受給資格が消滅した人へ

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

所得制限により児童手当等が支給されなくなったあとに、所得額が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

住民税課税通知書などにより、所得上限限度額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に提出してください。申請が遅れた場合は、認定請求した月の翌月分からの支給となります。

※令和6年12月支給分から所得制限が撤廃される予定ですが、10月支給分までは現在の制度が適用されます。

扶養 親族の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

- ・所得が①未満の場合
→ 児童手当を支給
 - ・所得が①以上②未満の場合
→ 特例給付を支給
 - ・所得が②以上の場合
→ 特例給付は支給されません
- ※「収入額の目安」は、あくまで目安です。審査の際には、給与所得控除や医療費控除、小規模企業共済等掛金控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

●手続きに必要なもの

申請者の健康保険証、申請者名義の預金口座の通帳など、申請者および配偶者のマイナンバーが分かるもの